

令和3年11月

美里町教育委員会定例会議事録

令和3年11月教育委員会定例会議

日 時 令和3年11月26日（金曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（5名）

| | | |
|-----|----------|---------|
| | 教 育 長 | 大 友 義 孝 |
| 1 番 | 教育長職務代理者 | 後 藤 眞 琴 |
| 2 番 | 委 員 | 佐 藤 キ ヨ |
| 3 番 | 委 員 | 留 守 広 行 |
| 4 番 | 委 員 | 大 森 眞智子 |

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

| | |
|-----------------|---------|
| 教育次長兼教育総務課長 | |
| 兼学校教育環境整備室長 | |
| 兼近代文学館長兼小牛田図書館長 | 佐 藤 功太郎 |
| 教育総務課課長補佐兼総務係長 | 齊 藤 眞 |
| 教育総務課主事 | 青 山 裕 也 |
| 教育総務課主事 | 伊 藤 大 樹 |
| 学校教育専門指導員 | 阿 部 毅 |
| 青少年教育相談員 | 門 脇 宏 |
| 特別支援教育専門員 | 伊 藤 淳 |

議事日程

- ・ 令和3年10月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第49号 新型コロナウイルス感染症について

第 4 報告第50号 区域外就学について

- 第 5 報告第 5 1 号 指定校の変更について
 - 第 6 報告第 5 2 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（10月分）について
 - 第 7 報告第 5 3 号 基礎学力向上等について
 - 第 8 報告第 5 4 号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について
 - ・ 協議事項
 - 第 9 議案第 1 0 号 美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則について
 - ・ 協議事項
 - 第 1 0 令和 3 年度美里町議会 1 1 月会議について
 - 第 1 1 新中学校開校準備委員会について
 - 第 1 2 美里町立小・中学校に関する 2 学期制の導入について
 - 第 1 3 団体からの質問について
 - 第 1 4 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正する規則について
 - ・ その他
 - 行事予定等について
 - 令和 3 年度宮城県市町村教育委員・教育長研修会について
 - 令和 3 年 1 2 月美里町教育委員会定例会の開催日について
 - ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和3年10月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第49号 新型コロナウイルス感染症について

第 4 報告第50号 区域外就学について

第 5 報告第51号 指定校の変更について

第 6 報告第52号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（10月分）について

第 7 報告第53号 基礎学力向上等について

第 8 報告第54号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について

- ・ 審議事項

第 9 議案第10号 美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則について

- ・ 協議事項

第10 令和3年度美里町議会11月会議について

第11 新中学校開校準備委員会について

第12 美里町立小・中学校に関する2学期制の導入について

第13 団体からの質問について

第14 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正する規則について

- ・ その他

行事予定等について

令和3年度宮城県市町村教育委員・教育長研修会について

令和3年12月美里町教育委員会定例会の開催日について

- ・ 閉会

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 4 報告第50号 区域外就学について

第 5 報告第51号 指定校の変更について

第 6 報告第52号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（10月分）について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。11月の定例会、どうぞ皆さんよろしくお願いたします。

先日は町長との懇談会、そして総合教育会議ということで、お忙しい中お集まりをいただき、方向性を共有するというような会議でございました。大変ありがとうございました。

南郷小学校の敷地内に児童館を建設するに当たりまして、毎日そこを眺めるんですけれども、今基礎工事が終わったのかというところで、段々には建物が、上のほうが見えてくるのかと思っているところでございます。また、最近いろいろなニュースを見ていると、いろいろな事象があって、教育委員会としても注意していかなければならない場面が多々あると思って取り組んでいるところでございます。

今日は今年あともう一回、12月の定例会があるわけでございますけれども、11月の定例会の審議、どうぞよろしくお願したいと思います。

では、座って説明を進めさせていただきたいと思います。

ただいまから、令和3年11月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長、教育総務課課長補佐、主事並びに学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席をさせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

では、本日の会議を行います。

初めに、令和3年10月教育委員会定例会議事録の承認でございますけれども、事務局のほう何か説明ありますか。特にはないですか。委員の皆さんから何か頂戴している部分あったでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 特にないということでございますので、10月の会議録、承認していただけますでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では議事録は承認いただきました。公表よろしくお願したいと思います。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の委員は、美里町教育委員会会議規則によりまして、教育長から指名をさせていただきます。

2番佐藤委員、3番留守委員に今回はお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） では、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告でございます。

別紙の資料を配付させていただいております。ここに記述ある部分については一読いただいたものと解釈を、理解をさせていただきたいと思っております。

教育長報告の中で、前回の9月、10月26日に行いました定例会の際に、佐藤キヨ委員からいじめ、そして不登校対策とことで、生徒指導についてのご意見、そして質問がありましたので、11月22日付で事務局から回答させていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

また、コロナウイルス感染症対策の部分につきましては、後ほど報告事項がございますので、そちらで説明をさせていただきます。

町内におけます幼稚園・保育所長会並びに小・中学校の校長会での連絡事項については別紙のとおりでございます。北部教育事務所管内の教育長連絡会が11月22日にありました。当日は告示日ということもあって、どうしても会議が終わってから資料、戻って来てからの資料準備ということになって、ちょっと資料の目通しを委員の皆さんにさせていただいたと思うんですが、まず連絡会の中で、大崎のけやき教室があるんですが、大崎市の中央公民館の脇にで今開催しておるのですが、大崎市のほうで中央公民館を解体するということになりまして、その中央公民館、公民館業務を、今の市役所の東側に地域交流センターというのがあるんです。そちらに機能移転するということになるようです。ただ、中央公民館すぐ解体するのではなくて、1年ぐらいそのままの状態になるということで、大崎のけやき教室をそちらに移転して使わせ

ていただくということになる予定であります。ただ、使えるのが約1年間ぐらいということになりまして、今後市町でも、そういうような取組も含めて在り方を検討していなければならぬという状況でございます。全部の解体が終わった後は駐車場に使うということのようでございます。そういうお話を頂戴したところでございました。

また、教育事務所の所長からは、所長の1ページにありますけれども、統廃合の予定が北部管内でも進めていると。これ以上に県南のほうが大分進んでおりまして、早速令和4年4月からである部分もあるようございまして、教職員の異動の部分に大分苦慮している状況になってきております。このようなお話を頂戴したところでございました。

また、けやき教室には美里町内在住のお子さんが1人通学されておまして、所属は本町の小中学校ではないんですけれども、別の学校から行かれています部分がございます。元気に登校されているようございました。

また、先日程行われました町の表彰式の部分につきましても、子供たちが一所懸命頑張って全国表彰等を受けられておりますので、本当にうれしいことだと思っております。

以上、教育長報告とさせていただきますが、委員の皆さん何かお気づきの点ございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしいですか。

では、以上をもって教育長報告とさせていただきます。

日程 第3 報告第49号 新型コロナウイルス感染症について

○教育長（大友義孝） では、日程第3、報告第49号 新型コロナウイルス感染症について、報告をさせていただきます。教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 皆様、お疲れさまでございます。

それでは、報告第49号ということで、私からご報告をさせていただきます。

第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が令和3年11月18日に行われてございます。それで、この中でございますが、裏面を御覧いただきたいのですが、御覧いただいたと思うんですけれども、接種数及び接種率ということで、まず1回目の接種が全体で91.4

8%、2回目が88.51%ということで、これ大分進んできているというところでございます。集団接種につきましては南郷のいきいきセンターで行ってございますが、これが11月で終了と。そのほかの施設においても11月で終了になるというところでございます。

それで、その次でございますけれども、追加接種についてもお話がございました。これにつきましては2回目接種終了から8か月経過後ということで、6か月とかいろいろ議論がございましたけれども、クラスター等々非常にちょっと違った状況というんですか、大変な状況があれば6か月というところもあるんですが、基本的には、現状では8か月経過後というところでございます、18歳以上の2回目接種終了者を対象にというようなところでございます、今後こちらを進めてまいるといようなことを聞いているところでございます。

現在幼稚園、小中学校につきましては、濃厚接触者の関係の情報はこのところ全然入っていないというところでございます、全国的にも安定してきているというか、非常に少ない状態であるということでございますが、また第6波ということも考えられますので、その辺は状況をしっかりと注視しながら進めてまいりたい、必要な対応をとってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

取りあえず本部会議もこれで一区切りというか、まず今の状態ですので、また必要に応じて、第6波等々が来ればまた細かく開催していくということになるかと思っておりますけれども、現状としてはある程度鎮静化というか、落ち着いているというところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

○教育長（大友義孝） 委員の皆さんから何かお気づきの点はございますでしょうか。

12歳以上の対象者の方たちについては、誕生日によって違うんです。誕生日を迎えられる頃に接種券を配達すると、そして受けていただくということなんですが、100%ではないようなんですけれども、大分、かなりの人たちが接種されているとは伺いました。これからも、今現在まだ受けていない方についても今後受けられるのかと思っております。

なお、新型コロナワクチンならず別なインフルエンザの予防接種も今入っております。病院のほう大分混雑しているようでございます。その辺についても、保護者の皆さんも危惧しているのかと思っているところでございます。

コロナワクチンの、新型コロナウイルス感染症については以上でよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、報告済みとさせていただきます。

【秘密会】

報告事項

日程 第4 報告第50号 区域外就学について

日程 第5 報告第51号 指定校の変更について

日程 第6 報告第52号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（10月分）について

○教育長（大友義孝） では、日程第4、報告第50号に入りますけれども、この日程第4、それから日程第5、日程第6についてはこれまでも秘密会とさせていただいた案件でございます。秘密会という形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのようにさせていただきたいと思います。

では、会議室の閉鎖をお願いいたします。

日程 第7 報告第53号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） では、日程第7、報告第53号 基礎学力向上等について報告をさせていただきます。では阿部先生、よろしく申し上げます。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） それでは、私のほうから3点につきまして報告をさせていただきます。

1点目は、宮城県児童生徒学習意識等調査、5つの提言に絞った結果についてのご報告です。

今年度6月に実施した調査の結果でございます。美里町全体の状況としましては、それぞれの学校の指導の前に、美里町の全体の小・中学校の部分を上げておりますけれども、小学校では県の平均を超えている項目が多く見られました。その中で、自分の考えをノートに書くこと、それから学校の宿題についてという部分がやや低い状況です。

中学校のほうでは、これもやはり県の平均を超えている項目が多いわけです。ただ、よいところを認めてくれていると思うかという点と、学習内容を振り返る活動の部分というのがやや低い状況でございます。先生からの励ましという部分につきましては、昨年度もいろいろと先生方にも調査したところでございますけれども、やはりさらに効果的な声かけという部分を、

声かけをしていく必要があると考えております。

2つ目は、学校教育力アップの前半部分、1学期の評価についてです。

町全体として、学校の教育力アップのための基盤としている7つの内容につきまして、1学期の各小・中学校の取組について報告を集めました。コロナ禍の中でしたけれども、去年の経験を生かして、各学校で工夫された取組が見られています。このことについては既に11月の校長会議でフィードバックをしております。効果的な実践について、他校のものを参考にしていただくようお願いしているところです。

来年2月に後期分としてまた報告を受けることになっております。

3つ目に、美里町学力向上推進計画（第2案）についてです。

前回ご提示した内容に加筆・修正したものを報告させていただきました。朱書きの部分になります。

原案作成に当たっては、推進委員会の委員長、それから副委員長の意見を参考に協議してまいりました。冒頭の、美里町が求める学力という点。それから、最後のほうです。8の核となる取組と具体策、学力向上「みさとスタイル」というものの具体的内容という部分が特に検討しているところです。現在この資料を各校へ回覧し、学校現場からの意見を取り入れている状況です。その意見を基に、12月7日の第2回推進委員会で詳細を整理した案を作成していきたいと考えています。教育委員会の定例会、12月の定例会でそのまとまった案をご提示いたしますので、その際にご記入をよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、追加ですが、封筒に最近の学校だよりと、それから前回ご質問のあった全国学力状況調査のちょっと分かりづらい観点について資料をそろえておりましたので、後で御覧いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

大きく3点の今報告をさせていただいたところでございます。

まず1つ目の、5つの提言の結果、先生方にもアンケートをお願いしています。こちらのほうで何かございましたらお伺ひしたいと思うんです、いかがでしょうか。何か、大森委員。

○委員（大森真智子） 南郷小学校と南郷中学校ですが、項目で100%っていうのがあってすごいと思うんですけれども、特に南郷小学校と南郷中学校に関しては、先生があなたの話を聞いてくれますかっていうところ、生徒数というのもあるとは思うんですけれども、何か先生のほうで工夫されていたり、何か取組があったりするのかと思ひました。

○教育長（大友義孝） 阿部先生。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 生徒数というのはあまり関係ないかとは思いますが。

例えば、南郷小学校なんかでよく聞かせられるというか教えられるのは、これは多分、今自分事学習というのをやっているらしいんです。いろいろな勉強があるんだけど、それは自分のためだということを常日頃からずっと言い続けてきて、その定着を図っているということを知っています。その中で、子供たちに先生が声がけすることによって、生徒はそれを受入れやすくなる。そういう意識づくりというのは、やはり若干影響があるのかとは思いますが。

だから、ちょっとその辺の具体策について、まだ現場とも練っていませんので、少しそのあたりを調べていきたいと思っています。

○委員（大森真智子） ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） 佐藤委員。

○委員（佐藤キヨ） アンケートは全校生徒、1年生から6年生まで全員ですか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） これは、5年生を対象にしているところでございます。

○委員（佐藤キヨ） アンケートなので、一応例えば何年生とか、いつやったとか、書いてもらえるといいかと思っています。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） すみません、ありがとうございました。

全県で6月に実施した、県の調査でございます。毎年行っている調査なんですけれども、対象は5年生ということで、すみません、そのあたりの説明が不足してしまいました。

○教育長（大友義孝） いいですね。

これ、あと回答者は100%なのかと思うんですけども、そういった基礎数値の部分これから出していただけるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

こういう美里町と県の平均と、それから令和2年度、昨年度の2つを出させていただきましたので、よろしくお願いいたします。学力の向上につながっている案件だと思いますので、どうぞこの数値をもっともっと伸ばせるようにしていく必要があるんだろうかと思っています。

では、2つ目の学校教育力アップの前期の評価の部分です。先ほどもお話を伺っているんですが、まず全て、年度を通しての部分ではないということ、1学期の学力で出させて、中間的な評価、どうでしょうか。今は中間ですので、これをこれから先生方も、中間の結果が出たことによって先生方の取組なんかも、大分指導の部分も、変わる部分、要素もあるのかと思っておられますので。ただ、やっぱり目標値を出しておられますので、そこと照らし合わせてということに最後はなるんでしょうけれども、それぞれの学校で取り組んでいらっしゃるようござい

ます。

どうですか、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、お気づきの点、学力、学校教育力のアップに向けた取組というのは、やっぱり小学校、中学校、一番これをやっていったらこういうふうにつながっていくところがあるんだと思いますので、どうぞ委員の皆様方から、次回もこの結果が出たときにご意見を頂戴していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。また、委員会の会議ならず、いつでもそういったお話を頂戴できればありがたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、3つ目の美里町学力向上推進計画、今回第2案ということで示させていただきました。会議の部分で大分付け足してきた部分もあるんですが、推進委員の先生方、職員も頑張っつつあって、こういうようなことであれば取り組んでいくことは大丈夫だ、大切だという部分が載せてありますので、どうでしょう、委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思うんですが。佐藤委員、いかがです。この、追加して、赤い部分を今入れていますが。

○委員（佐藤キヨ） 7の（3）のこの主体的、対話的で深い学びっていうので、主観的、深い学びっていうのは従来というか、対話的っていうのが入るのも分かるんですけども、今の、私たちがやっていた頃ももちろんパソコンとかそういうのは、使ってはいたんですけども、今はもっと画面いっぱい子供の顔を出して、パソコンで対話というか、一対一とかそういうのになってきているので、パソコンとかタブレットを使っただけの対話、主体的、対話的で深い学びというのが念頭にあり、かなり難しい部分が出てくるのではないかと思うんです。だから、本当にフォローしてやらないと、GIGAスクールとかそういうので、先生方大変だと思って見ていました。

だけれども、やっぱり子供たちが、人生80年の中で、小学校とか中学校で手をかけてもらえるっていうのは短い時間だから、やっぱり不登校とか、学力があまりついていなくて分からない子供には、本当に心して手をかけてあげる、それをすることによって人間に対しての信頼関係とかが育まれるので、それがあれば人生で、あと何十年かの人生がどうなるのか、もうどうしようもなくなって自暴自棄になったり、いろいろ不幸な終わり方につながらないと思うんです。私はもちろんそこに気をつけて子供達に接してきたんですけども、そういう気持ちでやってほしいと思ってこれを見ていました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

主体的、対話的で深い学びというのは、今佐藤委員おっしゃるように、リモート学習になってくるとやっぱり対面式の授業ではなくなってきて、これは非常事態っていうか、学校が休校だったり何かしたときにそういった必要性はあるんだろうと思いますけれども、通常時はやっぱり学校に来ていただいて、対話的に授業を受けるというのが一番いいんでしょうね。いいはずなんです。

○委員（佐藤キヨ） やっぱり人間相手だから。

○教育長（大友義孝） そうですね。そういったところ、先生方も、そういったところもやっぱり感じながら取り組んでいる部分がございますので、これは美里町の教育振興基本計画に基づいて具体的な学力推進計画をつくっているものですので、テーマ的なものは教育委員会で決めた部分、それをどうやって実行していくかという部分を示させていただいている部分ですので、なかなか赤い部分もそのとおりだと感じる場所もあるわけがございます。いかがですか。12月7日っていうのは、再来週、来週か、もう一度推進委員会の中で議論して仕上げていくことのようにございますけれども、この場で委員の皆さんからご意見を頂戴したのも次の委員会の中で示させていただけるということになりますので、もしお気づきの点があればいただいておりますけれども、いかがですか、後藤委員。

○委員（後藤眞琴） ちょっとだけ気になる場所、まず今佐藤委員からお話ありました主体的、対話的で深い学びというのは、これかなり難しいということだろうと思います。まず子供が主体的にならないと、受け身的ではどうしたってお話になりません。それから、対話的っていうのは相手と自分は同格なんだと、その意識がなければまず対話できないんじゃないかと思っておりますので、それがあって初めて学びが深くなるんだと思います。

これ、もともとはヨーロッパの大学で始まったことなんです。アクティブラーニング。それを日本で、こういう形で、小学校から取り入れようというのはかなり無理があるんじゃないかと僕は考えていますので。それが第1点。

もう一つは、2番目の望ましい生徒像、これ誰にとって望ましいのか。学校にとって望ましいのか。国にとって望ましいのか。親にとって望ましいのか。そうするといろいろ出てきますので、もうちょっと表現を変えていただければ。僕だったら、生徒の個性を生かす教育、まずそれを生かすというところを大事にしたいという考えであります。

以上、そういうことでございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

どうでしょう、阿部先生、今の委員のご意見も。どうぞ。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） よろしいですか。

今いただいたご意見を加味しながら協議をしまいたいと思っています。

あと、最後にいただきました望ましい生徒像という部分につきましては、新中学校の開校に向けて、一体どんな中学生というか、この町の子供たちの姿として望むものなのかというところをみんなで、いろいろ結構話し合っつけていってあげていくということも必要だと思っています。後藤委員が今おっしゃったように、生徒の個性を生かすということも土台にしながら、そういった子供の一体どんな姿というところを実際に思い描くというところ、そういった作業をしていかなければならないということも思っていますので。

○教育長（大友義孝） では、よろしくをお願いします。

留守委員、いいですか。（「はい」の声あり）大森委員はありますか。（「ないです」の声あり）

では、次に、出てくるときは、いろいろ検討された最後のものが出てくるので、それを一度確認していただいて進めていくということにさせていただきたいと思います。いろいろご意見ありがとうございます。

では、基礎学力向上等、3つの案件がありましたけれども、これをもって報告済みとさせていただきます。ありがとうございます。

日程 第8 報告第54号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について

○教育長（大友義孝） では、日程第8、報告第54号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申についてを報告をさせていただきたいと思います。では伊藤先生、お願いいたします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） 本教育委員会からの諮問を受けまして、11月2日、町の就学指導審議会が開催されました。50人の児童生徒について審議がされましたけれども、その結果については別表のとおりとなったこと、答申がありましたことを報告いたします。

なお、資料の回収を最後にいたします。

○教育長（大友義孝） 分かりました。

こちら教育委員会から諮問をさせていただいたものに関して、答申は以下のとおりであったということでございます。これを基に、各学校においては、特別学級の設置に今度なっていくということになりますので、これは教職員の定数にも関わる部分がございますので、教育事務所とも相談今させていただいているところでございます。そのほかに、支援学級に行っていない

い、普通学級に在籍されるお子さんについては当然見ていかなければならない部分がありますので、こちらも町のほうの教員補助員との関わりも当然出てくるという内容のものでございますので、ご承知をいただければと思っています。

この資料については会議終了後、休憩時間でもよろしいので、回収をさせていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

何か委員の皆さん、ご発言ございますでしょうか。特になければ、以上をもって報告済みとさせていただきますと思います。

では、これをもって日程第8、心身障害児就学指導審議会の答申については終了とさせていただきますと思います。

審議事項

日程 第9 報告第10号 美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則について

○教育長（大友義孝） では、この1件のみ、審議事項に入りたいと思います。

日程第9、議案第10号 美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則をここに公布する。規則の制定でございます。以上の案件を議題とさせていただきますと思います。

では、議案の説明をお願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より、日程第9、議案第10号に関する説明をさせていただきます。

まず、内容につきましては、10月定例会の協議事項時にご説明させていただいたとおりでございます。その後特段変更等ございません。

提案理由につきましては、美里町教育委員会が管轄する行政手続（町民等から提出される申請書等をいう。）における町民等の負担軽減及び利便性向上のため、押印の廃止を行うものであります。

これが本議案の提出理由でございますので、なにとぞご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、質疑に移ります。質疑ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑ないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようでございますので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第10号 美里町教育委員会申請書等の押印の特例に関する規則、原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございますので、議案第10号につきましては、原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。

それでは、これより暫時休憩に入りたいと思います。10分間ぐらいの休憩でいいですか。では、35分再開とさせていただきます。ありがとうございます。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解きます。会議を再開させていただきたいと思います。

協議事項

日程 第10 令和3年度美里町議会11月会議について

○教育長（大友義孝） これより協議事項に入っていきます。

日程第10、令和3年度美里町議会11月会議について協議をさせていただきたいと思えます。

では、教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

11月会議ということで行われるのですが、11月29日です。来週の月曜日になりますけ

れども、行われます。その中で、予算の関係で、町長部局から教育委員会に対して協議ということで来ている部分がございますので、その内容について簡単にご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、資料の一番上にあります理由のところ、令和3年4月以降の人事異動に伴う給与等
人件費の変更をはじめ、あとは、これはちょっと関係ない部分ではございますけれども、主食
用米持続化緊急支援事業の追加など、当初予算成立後の状況変化による必要な予算を追加また
は減額補正するものであるということございまして、この前段の人事異動に伴う給与等
人件費の部分でございます。これにつきましては、教育委員会だけではなくて、全体的な人件費の
調整ということで、総務課から提案しているものということございまして、教育委員会から
出席して説明するものではないのですが、関連する予算、教育に関する予算ということござ
いますので、教育委員会の確認を得て提案するというようなところになっておりますので、こ
の内容でということをご了承をいただきたいということがまず一つでございます。

あと、関連というか、追加で今日資料をお渡しさせていただいている部分でございます。これ
は、まだ確定ではない案の状態なのですが、これは12月補正に関わる部分ということになり
ます。それで、いずれこの件につきましても教育委員会に対して意見ということで求められる
ということでございますので、なかなかこれ電話で簡単にやりとりできるものではございませ
んので、まず資料をお配りさせていただいて、内容を確認していただいて、それで、その
確認の電話というんですか、内容に変更があれば変更でお伝えいたしますが、変更がなければ
このままでというようところで確認をさせていただきたいところでございます。

簡単にご説明を申し上げますと、手書きでページ数をふっておるんですが、まず債務負担行
為ということで、来年度の予算の部分、8ページの部分でございますが、ここに関わる部分の
債務負担行為、令和4年度以降の普通の債務負担行為の部分。あと、歳入につきましては、幼
稚園に関しての各種補助金等々の変更と。あとは、大分後ろのほうにはなるのですが、36ペ
ージから以降が教育委員会の部分というようところでございます。主なところは燃料費の関
係、大分燃料費が高騰してございまして、現在の予算ではなかなか賄いきれないということが
ございますので、それを賄うために今回補正予算を計上させていただいているというところが
一番大きいところかと。あとは、実際執行しない部分、プールの監視員等々につきましては、
今年度は夏休み中やっておりますので、そういう費用の減額とか、あと子供ふれあい祭り、
そういうものの減額というようところで、あとは中学校のICT環境整備事業ということで、
大型の黒板、電子黒板、これを、小学校にはあるんですが、中学校にはないので、その部分を

購入する費用を今回469万7,000円と、約500万円ということで計上させていただいてございます。あと、給食の部分で、修繕が必要な部分、購入が必要な部分ということで、必要な予算を計上させていただいているというところでございますので、この内容につきましての確認をいただいている、あと後日協議が来ましたらご連絡をさせていただいて、最終確認をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

まずは、11月会議の関係の部分でございます。承認をいただきたいと思いますので、既に教育委員会の協議規定というもの、現在協議をいただいたので異議ないという形にしたいと思うんですけども、それで承認していただきたいと思います。

それから、12月の会議の際には、今教育次長から説明がありましたように、見ていただきながら、協議が来たら連絡しますので、承認をお願いしたいということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、次に移ります。

日程 第11 新中学校開校準備委員会について

○教育長（大友義孝） 日程第11、新中学校開校準備委員会について協議をさせていただきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。伊藤主事お願いします。

○教育総務課主事（伊藤大樹） それでは、新中学校開校準備委員会について、資料に基づいて説明させていただきます。

まず初めに公募結果について説明させていただきます。

開校準備委員会の委員については、10月いっぱい公募をしております、それで募集人数が6人に対して6人の応募がございました。この6人については、美里町新中学校開校準備委員会委員公募要領に示す応募資格を満たしていることを確認しましたので、全員を委員候補者として選出しております。

委員候補者については表に示す6人となっております、教育委員会で確認後に委員として決定することとしておりますので、今回にて確認後、決定通知を送付する予定としております。

次に、学校推薦の状況について説明させていただきます。

学校推薦については、保護者と教職員がございまして、保護者については11月15日に各学校へ依頼をしております、12月3日までに推薦書を提出いただく予定としております。推薦の結果については、来月の定例会にて報告させていただく予定であります。それから、教職員についてですが、こちら各中学校から校長先生をまず1名ずつ、教育委員会による指名ということで指名させていただいた後に、各学校へ推薦依頼をする予定であります、推薦の人数については各中学校区から2人ずつということになりますが、小牛田中学校区と不動堂中学校区については小学校が複数ございますので、推薦する学校を、学校間で調整をしていただいて推薦を依頼することとしておりますので、こちらの部分については流動的になる予定です。

資料については以上となりますが、教育委員会による指名を行う委員については、教育長とあとは教育委員会事務局において人選を行って、最終的に教育委員会で決定をするという流れとしておりましたので、12月定例会において指名する委員の報告をさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） 今回は、公募の部分については決定したほうがいいということですね。

今説明がありましたとおり公募の委員、6名の応募があったということで、ここに記載されている方々に応募していただいたということでございます。

この方々にお願いしてよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、教育委員会で決定いたしましたので、委員に連絡のほどお願いしたいと思います。

また来月、12月で、委員の皆さんの部分が出てくるということでございますので、ご協議いただければと思います。お願いいたします。

そのほか、この開校準備委員会について何か付随してお話する件ありますか。特段なければ、よろしいですか。教育次長のほうはいいですか、準備委員会のことについて。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 特には、今のところ大丈夫です。

○教育長（大友義孝） では、以上で日程11、新中学校開校準備委員会の関係については終了とさせていただきます。

日程 第12 美里町立小・中学校に関する2学期制の導入について

○教育長（大友義孝） では、次の日程第12、美里町立小・中学校に関する2学期制の導入についての協議をさせていただきます。

では、阿部先生、ここからもお願いいたします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） それでは、2学期制導入という、執行部の効果検証というところにおいて、資料をつくっておりますが、それと併せての補助資料が、円グラフが入っているものと、それから先日教務主任者会議の中で検証をしました考察というものがございます。

まず、資料の1、2にありますように、2学期制導入の趣旨と経緯についてまとめております。お読みいただきたいと思います。そして、令和3年度はあくまで試行的な実施という状況でございましたので、このまま継続していくということであれば管理規則の改正とかということで、正式な導入を図っていくということになるわけなんですけれども、令和3年度、ここまで行ってきて、2学期制のこの趣旨が、狙いがしっかりと生かされているのか、またその課題としてはどんな点があるのか、そしてそれはどんな対策を講じていくことによってさらにいい環境になるのかというところを改めてきちんと検証して、よりよい形で正式なスタートを切る、そしてまた学校側でも、現場でも努力していかなければならないこと、それから新年度の教育計画の作成に向けていろいろと工夫していかなければならないことなど、参考になるように、そういった検証内容にしたいということでの実施関係です。そのために教職員も、美里町の教職員164名おりますけれども、先生方にアンケートをとっております。結果は、回収率91%ということで、かなり回答率が高かったかと思っております。結果は、円グラフが載せてある教職員のアンケート集計結果に、ご意見の中の中心的なものをピックアップしながら整理しております。

先日、11月18日に、町内の小中学校の教務主任9名に集まってお聞きいただきまして、この内容、意見などを、状況を参考にしながら、5つの項目につきまして検証をしてございました。5つというのは、アンケートの質問内容であります。1つ目は、この2学期制によって、年間を通して学校生活全般に時間的、精神的なゆとりが生まれていた。それから、2つ目は、先生方は児童生徒と向き合う時間をつくり出すことができていた。それから、3つ目は、日々の授業や教材研究の充実が図られているか。4つ目は、学校行事の運営改善やその充実が図られて

いるか。5つ目に、長期休業日を活用して、個に応じた既習事項等の補充学習を充実させることができているか。こういった5点につきまして検証をしていただきました。

検証の内容のことにつきましては、お読みいただいて大体確認をいただけたと思うんですけども、検証のまとめといたしまして、最後に8の検証のまとめで書きましたとおり、令和3年度から実施したその2学期制の導入によって、その状況を検証したところ、1から4までの項目については概ね良好であったと。特に各学期を100日程度の長いスパンに設定して、じっくりと学習に取り組ませるようにすることで、長期休業前の時期にも落ち着いた学習活動を進めることができるようにするという狙いについては、肯定的な意見が多く出されています。今後もこの2学期制の利点を十分考慮した教育活動を展開することによって、その効果がさらに期待できるものであり、本格的な運用を願うものであるということを意見として

こととさせていただきます。

ただ、1から5のそれぞれについては、検証内容の考察にも示したとおり課題がございました。特に(5)の部分につきましては、長期休業日の中での個別指導というのは、現在コロナ禍ということで、非常に十分な実践が行われることができない状況だということで、2学期制の実施との関連性を満たすことがまだできていないということです。ですが、今後いろいろと先生方、学校での意識改革と、それからICTの環境、学習環境整備等々を加味して行くことによって、これらの有効な長期間中の個別指導の達成にもつながるのではないかとということが出されております。

それから、もう一つの課題である20時間程度の授業時数を満たす狙いにつきましては、小学校ではかなり余裕を持っている状況がありました。ですが、中学校3年生が、やはり時間がぎりぎりなんだと。これ以上はちょっと休みを増やすわけにいかないということの中で、足並みをそろえるということで、まずは現段階の休みの設定ということで、変更の必要はないのではないかとということになりました。

そういうこの結果から、基に、各学校に今後教育計画の作成の中でいろいろと、検証結果を基に工夫をしていただくように進めてまいりたいと思いますが、この内容につきまして経緯みたいなものをご確認いただければというように思っています。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今説明をいただいたとおりでございます。2学期制の検証のまとめのところに書いておりますけれども、長期休業の日程の変更をする必要はないようです。ただ、全般的に見て、学校行

事、まだじっくりいっていないところがあるので、行事の組立て方っていうのをもう少しやる必要があるんだろうということが言われているようです。

どうでしょう、これを見て委員の皆さん方からご意見いただきたいと思いますが、特に当初目標とした、なぜ2学期制にするのかという部分が、その目的が果たされたのかどうかという検証の部分になるかと思うんですけれども。どうでしょう、大森委員、実際お子さんがいらっしゃって、2学期制の部分で何か感じるどころ、保護者目線という部分から何かございませんか。

○委員（大森真智子） 今この資料にもあったように、まだ慣れていないので、どうしても子供たちが、夏休み明けスタートするという気持ちと、それから秋休みの2日で、今度は2学期がスタートするっていう気持ちの切り替えは、やっぱりどうしても夏休み明けのほうが切り替えやすいのかと。初年度でもあるのでそこは仕方ないというか、慣れなのかというところはあるんですが、子供たち自身に、何か2学期制になったことによって影響があったりというのは、特に感じられる部分はないと思います。ただ、2学期制が全て終了、そのまま1年で、来年の3月になったときに、あと親御さんのほうでも1年を通して感じる部分というのは多いのかというのは、やはり通信簿のところでまた出てくるのかとは感じておるところであります、今のところは何も感じる部分はないのかと思っています。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

佐藤委員は3学期制、ずっと経験されて来られて、2学期制になってこういうふうな意見が出されて、アンケート結果が出ているんですが、いかがですか。

○委員（佐藤キヨ） ずっと前に、週休2日が取り入れられたときがありましたよね。あのときはすごく心配な点がありました。日本は世界の中で労働時間が長いということで、それで子供が家でどう過ごすか心配があった中、取り入れられました。いろいろ休みの時にどうするかとか、地域の行事を入れたりしてやったりしたところもあったと思うんですけれども、すごく心配していたけれども、それほどトラブルもなくて、2回が4回になりましたよね。そういうのを考えると、恐らく1年目っていうことで多少どたばたしているけれど、子供たち、普通に慣れてくるんじゃないかと思うんです。もう一回、これ今度中学校がすごく大変だと思うんですけれども、それは中体連とかいろいろな関係で、美里町だけでは無理なことで、もうちょっと上のほうで、時期とかやり方とかいろいろ考えなきゃいけないことで、多分中学の先生たちはこれだけ問題意識を持っているので、なんとか少しずつ改良されていくんじゃないかとは思いますが。

あと、これを読むと、私もしつこいんですが、子供たちが休みの時の補習の勉強を教えるのが取り入れられている学校があると思うんですけども、やっぱりそういうのって本当についていけない子もボトムアップで有効だと思うので、そういうのを町でも、交通事故に気をつけて、夏休み中コロナに十分気をつけて、夏休み何回か、例えば学年をオープンにして、それから先生たちが手分けして、例えば割り算を教える教室とか、掛け算を教えるとか、そういう幾つかの単元というか、教育内容を相談して、各クラスごとに30分ぐらいやるとか、そういうような工夫をして、夏休みとかそういうのを有効利用して実際にやっている学校もあるみたいだから、そういうのを取り入れるとかして、何とか子供たちに学力をつけて、学校、分からないことが分かってくれば楽しいんですから、勉強は。そこをやってほしいと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今佐藤委員からもありましたように、大分北部教育事務所管内並びに宮城県内も2学期制の学校が多くなってきて、単独校の活動の部分じゃなくて、数校集まった活動、例えば部活動の大会とかそういった部分の行事日程なんかもいろいろと再考する必要があるということで協議はなされています。あとは、ビギナーの形で、2学期制を加味、考えた中での年間行事の組立て方、部活動以外でも今考えられている状況になってきたと思っているところでもございますので。

これを今まだ中間といいますか、1年間終わっていないんですけども、先生方からこのような意見を頂戴したと。今度の校長会議にお示しするっていうことでよろしいんですか。どうですか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） はい、そうです。

○教育長（大友義孝） それを、この回答をいただいた先生方にも見ていただくような工夫をするということでもいいんですよ。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） はい。そうしたいと思います。

○教育長（大友義孝） そういう結果報告をするということでございます。

どうですか、留守委員。

○委員（留守広行） やっぱり中学校のほうでどうしても、お話に出た、動かせない行事とか、何件かあるようなんですけども、やっぱりおっしゃったとおり2学期制ということでも、行事計画等々が大胆に動かせるものであればそういうところも前期に乗っている後期に乗せていくっていうことを、始まったばかりなのでなかなか行事のほうも、どこのところでやるのがいいのかというのは模索段階かもしれませんが、やっていくうちにこの時期、この時期

ってということが分かってくるかと思imasuので、その点先生方も2学期制、なさっている先生もおいでになるのではないかと、その分決まった先生方で行事計画じゃなくて、広く各先生方から意見をいただいて行事のほうの計画を立てていただきたいと思います。私は思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

コロナ禍の中での行事ということも、今年もあったので、なかなか苦慮している部分も学校側あるのかと思っているところです。

今留守委員からいただいたご意見も、学校内そして共通してやる部分も含めて総合計画の調整をしたいと思imasu。

後藤委員、何かござimasuか。

○委員（後藤眞琴） 今年の経験を生かして、よりよいものにしていただければありがたいと思imasu。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

後藤委員の結論が出ましたので、何かそれが最後の結論かと思imasuので、校長先生に詳細に説明して、あと学校の先生方にも説明申し上げて、次年度の取組に向かってほしいということ、教育委員会からお願いすることになろうと思imasu。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

日程 第13 団体からの質問について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第13に入りたいと思imasu。

団体からの質問についてでございます。

この件については、教育次長よろしいですか。お願います。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思imasu。

以前に、既に質問書はお配りをさせていただいてござimasu。それで、先日臨時会と総合教育会議があった際にもいろいろとご意見をお聞きしたところでござimasu。

それで、その対応につきましても、まだ教育委員会の中でどうするかというところは確認をさせていただいておらないのですが、今手元に回答案というところで、事務局のほうで、これまでの対応ということであればこのような内容の回答になるのではないかとということで、当日

の配付で大変恐縮なのですが、回答案を作成してみたというところでございます。

今これを見てすぐどうのこうのというところはないと思うのですが、これまで教育委員会の対応となると、このような一つ一つに丁寧にお答えするというようなところがあると思いますので、そういう形で作成をしてみたところでございます。

ただ、ちょっと資料をお出ししてから恐縮なのですが、質問2への回答と質問5への回答という部分があるのですが、この部分につきましては、美里町まちづくり会議の考え方に基づいているものと考えますか。あちらの主張はこのまちづくり会議の考え方であるというところに対しまして、教育委員会では、法令に基づき事務を処理していますと書いているので、これもこちらでしていると考えておりますというような回答にしたほうがよろしいのかとちょっと感じまして、ただ当然考え方はいろいろ多様でございますので、まずはまちづくり会議の考え方、あと教育委員会でもこのように考えているという表現にしたほうがより適切なのではないかと感じているところでございます。

あと、取扱いにつきましては、ちょっと前後するようで恐縮なのですが、ご確認いただいた上で対応させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

回答するのであればということで案をつくってみましたということでございます。

どうでしょう、これまでは丁寧に回答してきたということでございます。今回も同じような考え方で回答をしていくということでもいいですか、それでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ただ、質問に対して回答が合っているかどうかというのは、今日お示しさせてすぐ回答できるのかって思ったんですが、どうですか。委員の皆さん、今日この場ということではなくてよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 中々、今日この場っていうのは当然無理だと思いますので、できれば早めに回答は申し上げたいと、今月末ということでもありますので、よろしければちょっとここ、来週で、できれば期日に合わせられるとよろしいのかというところもあるので大変恐縮なのですが、火曜日の午前中ぐらいまで内容の修正、訂正をいただければ、あとその日にお出しすると、できればよろしいのかとちょっと思いますので、期間が大変短い中で恐縮なのですが、ちょっとご確認い

ただいて、ご意見いただいて、その上で出したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（大友義孝） 火曜日というのは11月30日ということですね。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 30日です。その日に出せればよろしいかと。

○教育長（大友義孝） では、そこに出す目標を定めて、それで質問に対する回答が、自宅のほうでお持ちの資料なんかも多分あると思っておりますので、それを確認していただいて、ご意見を頂戴して出すのであれば出すということですから、11月30日の午前中までに連絡をいただければありがたいと。それでお願いしたいということです。それでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ちょっと私この場でせつかく案をいただいた中で、回答の裏面のほうなんですけれども、するとからなっていますよね。一番上が。3校を廃校とすることが決定したという、廃校という言葉というのは全然使っていなかったような気がするんです。だから、よく教育委員会では方針が出て、そして町長に財産取得の申出をしたんだけど、その際には廃校とか何かという文字は書いてなくて、概算の予算のところ解体経費とか何かという文言しかなかったと思うんです。それで、廃校という言葉ではなくて、これは3校を廃止するっていう部分が、教育委員会の権限事項の中で、設置及び管理並びに廃止という文言があるんです。ですから廃止なのかというふうにちょっと感じたところもあったんです。その辺今もう一回確認をしながら整理をしたいと思うんですけれども、いかがでしたか。そういうことでいいですか。もう一度、ですから教育委員会が、教育委員会の権限しか回答できないので、町の権限とはまた別ですよね。ですから、その辺一緒になって考えてしまうんです。進み具合が違いますし、教育委員会の持っている権限以上のことは回答できませんので、そういったことをちょっと注視して回答申し上げたいと思っております。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） すみません、今のお話なのですが、これは案をつくる際に、まちづくり会議のほうで廃校という言葉をお使いになっているので、単にそのまま載せただけなので、今教育長がおっしゃるように廃止というほうがよろしいのではないかと感じますので、よろしければこれ3校を廃止することが決定したことになるというような形で整理させていただいたほうがよろしいと思うのですが、いかがでございましょうか。

○教育長（大友義孝） もう一回法律を確認をして、そして整理をするということにさせていただいてはどうでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 分かりました。その辺については確認させていただいて、それに沿った形でということによろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） よろしいですね、委員の皆さん。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、もう一度全体を通して確認をしていただくということをお願いを申し上げたいと思います。

では、日程13の部分については、11月30日までにご意見を頂戴するというようにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

日程 第14 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長（大友義孝） 日程第14、美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正する規則について協議を行いたいと思います。

では、事務局からお願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私からご説明します。

日程第14、美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

まず、事前に配付させていただきました資料、こちらをご確認いただければと思っております。右下に各ページを付させていただきました。基本的にはこちら1ページ目から始まるものでございまして、まず3ページ目まで、こちらについては改正文というものでございます。こちらちょっと参考という形で御覧いただければと思っております。

4ページ目につきましては、今回新たに様式を一つ加えるものとしてご用意させていただいたものでございます。

続いて、5ページ目から9ページ目、こちらの新旧対照表でございます。基本のご説明はこちらを使いながら説明させていただきます。

最後、10ページ目が関連する条例でございます。必要に応じてはこちら10ページ目を活

用させていただきますので、改めてちょっとこの上で説明を進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、ページのほう、先ほど申し上げました5ページのところにお進みいただければと思っております。こちら新旧対照表を基に、今回完成する箇所のご説明をさせていただきます。

まず、第2条から始まります。まずこちらの規則自体、まだ実質的な改正というのが施されていない状況でございました。こちらに対しまして、現行のまず運用方法、あとはやはり大本の法律改正とかそういったものを改めて踏まえた上で、小さなところから少しずつ改正をしてはかがかというところで、今回案を示させていただきますので、今回案を示させていただきます。

まず、第2条の第5号のところでございます。こちら従来教育活動とさせていただきます。確かに預かり保育自体は、教育活動としてはもちろんなされるものでございますが、平成27年から子供遊び支援法というものが改めて施行されたというふうに、従来の幼稚園と保育所の機能を一部持つ特定教育保育施設というものとしての運用の側面も持ち始めております。もちろん教育機関であり、そして保育の事務を担うという側面もございますので、この教育の後に保育という文言を追加させたものでございます。

その下の第6号、こちら従来教育活動というところに対して保育活動というところ、こちらの文言を追加させていただいたのと合わせまして、現行のほうは週3日程度という制限的な文言を用いております。でも、ここも保育に関します要件というものが、預かり保育と多少違うところございまして、預かり保育がある意味就労要件としまして、やはり例えばフルタイムであったりとか、フルタイムにある程度近いようなお父様、お母様をお持ちの方に対しまして、教育時間を超えた時間、こちらに対する扱いを実施するというものでございます。一時預かりにつきましては、そこまでの要件に達せず、通常の保育標準時間、4時間の範囲で本来使っている方が例えばやむを得ない事情、例えば通院であったりだとか、今はやっぱり就労のように、例えば一日単位、日雇の就労であったりとか、期間限定の派遣とかそういったものも非常に多様化しておるところでございます。やはり常態的でない以上なかなか預かり保育が入りづらい状況ですが、どうしてもこの日だけは一日どうしてもあけてしまうというような方を対象に、支援の体制ということで一時預かり保育でも受け入れが考えられるのではないかと思います。こちらに改めて制限をかけずともいいのではないかと思います。この週3日というものは削らせていただいたものでございます。なお、只今説明しました就労の部分については、この後に説明いたします。

続きまして、6ページにお移りください。

こちらにつきましては、前ページの第5条から続くものでございまして、こちらの第1項第3号のところ、こちらが従来の預かり保育の休業日に照らしたものでございます。第3号につきましては、入園式及び修了式の日、こちらが預かれませんというものでございましたが、こちらよくよく考えると、修了式があるということは卒園式もあるんじゃないかというようなどころもございまして、こちらもちろん今現状としては卒園式も預かり保育は実施していないというものでございますので、その内容をこちら追加させていただいたものでございます。

続きまして、第6条のところでございます。こちらについては、細かい説明というよりは、ちょっと主旨をお話させていただきます。

第6条の内容というのが、預かり保育を利用できる保護者の方が、どういう要件の方が必要かというのがこちらの第6条の趣旨でございます。こちらが、今回比較的ほかの条例に比べると改正条項多いんですが、こちらにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、現状の幼稚園の規模としましては、やはり保護者の子育て支援の一環として教育標準時間、教育標準時間の4時間になっていけばなんですが、その後の預かりの支援というのももちろん求められる要件であると。そのために今幼稚園の預かり保育自体は13時以降19時までお預かりをしているというところも踏まえまして、こちら10ページを御覧いただきたいんですが、これは保育所のほうで、保育の必要性ということで、そもそも保育利用、保育所自体がそもそも長時間預かりを前提としておりますので、そういった方が、どういう要件が今回必要かということを示したのがこの3条の内容でございます。今回、こちらの条例の第3条の各号に照らし合わせたこちらの内容、ここが今回整合性を図らせていただいたものでございます。厳密に申し上げますと、保育所の考えとして、長時間預かるってところは保育所の考えではございますが、やはり全体としての町の考え方を改めて考えたときに、やはり今幼稚園と保育所の併願というのも珍しいものではなく、非常に多いところございますので、そう考えた際に、幼稚園の預かり保育、そして保育所の通常利用という部分で、ある程度保護者様の要件というのは整合性を図ったほうがいいのではないかとこのところを一つ考えとして持ちまして、今回この10ページに示されます保育の必要性の認定等に関する条例、こちらの保護者様の要件等の整合性を考え、させていただいたものでございます。

続きまして第2項、こちらは先ほど少々触れさせていただきましたが、一時預かり保育、いわゆる常時というほどではない方ではあるんですけども、やむを得ない事情として比較的これはスポットでの利用が多い方でございますので、そちらの対象となる方の条件というのを今回入れさせていただきました。改正事項としましては、こちら2項の第5号のところござい

ます。こちら、その後の第6号も変更するところでございます。

まず、第5号につきましては、学校等の行事に参加する場合等とございまして、等という表記がある以上、比較的含みを持った表現にとどまっているというものでございます。行事であり、行事以外のものもある意味ここに含まれてしまうというところでございます。こちら、申請時に一応理由とその緊急性というところにつきましては、こちらの第7号にございます各園長、こちらのところで今現在はご判断いただいているというものでございますので、この横棒の部分につきましては、こちら当初の第7号、改正後でいう第6号の、園長が必要であると認める状況の場合というところで個別にご判断いただいたほうがよろしいのではないかとこのところしております。併せて農繁期の農作業へ従事する場合と、ここに付きましても就労する場合というところで、一括でさせていただいたのかと思っているところです。現在農繁期の農作業に従事する方の、実際に一時預かりであり預かり保育、ご利用される場合については、その就労状況を確認してからのご申請というところにしておりますので、あえてここを農作業だけ、個別の要件にするというのはいかがかと、ほかにも例えば自営業の方とか十分いらっしゃると思いますので、そういうことも皆さん同じような条件で事務を申請いただくというところがございますので、ここは全てまとめて(5)就労による場合というところにおいて全て集約させていただいてはかがかと考えておるものでございます。

では、続きまして、8ページのご説明をさせていただきます。

こちら、第12条を御覧いただければと思います。

まず、第12条につきましては、まず第1項、冒頭のところでございまして、従来の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、教育長に届けなければいけないというものでございます。改正前の12条第1項第1号、こちらが第7条第1項の規定により変更が生じたことというところがございますが、こちらは当初申請いただいた内容に変更が出た場合というものでございます。この場合、届け出るとなると、なかなか届出の内容というのが非常に定まらないのではないかとこのところございましたので、今回4ページに付させていただきました変更届、こちら共通様式ということで今回新たに加えてはかがというところで、新たに条文として設けさせていただきました。併せて今回変更届の様式というものを追加させていただいてはかがかというものでございます。

併せて、12条第1項第2号、現地または保護者に事故があったときとあるんですが、これちょっと現実的なお話を差し上げてしまうんですが、実際利用園児の保護者が、園児または保護者ご自身に事故があったときに、真っ先に恐らく園に通常連絡が来ると思うんです。園長な

り職員なりというところになります。恐らく教育長に届け出るというよりは、各園にまずご連絡ありまして、各園長からこちらに報告、あと必要に応じて届出という形が通常ではないかというものでありますので、保護者から直接教育長というのは、現実の運用上あまり現実的ではないのではないかというところございましたので、こちらの12条の第1項第2号のところにつきましては削る形でいかがかというところでお伺いさせていただきました。

同条の第2項、こちら改正前のものにつきましては、利用園児の保護者は自己の責任において当該利用園児の送迎を行わなければならないとあるんですが、これ現在の運用をしますと、確かに保護者様の送迎はあります。ただ、スクールバスもあるというのも事実でございますので、これですともう明らかに保護者が自分で送迎しなければいけないというものに制限をかけてしまうのではないかとということでございますし、自己の責任というのは通常、もうこれは通常の登園時言っていることでございますので、あえてここにわざわざ設けるまでもないのかと。あくまで保護者様がお送迎いただくということであれば、保護者様も自己の責任でお送迎いただいているということは周知の事実でございますので、あえて明文化するまでもないかというところで考えており、このような改正とさせていただきます。

まず、条文上の改正は以上でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

最後に、こちら別表改正のほうも検討しておるところでございます。こちら別表を簡単にちよっとご説明だけさせていただきます。

まず、改正前の別表第1、こちらが預かり保育、先ほど申し上げました常時、常態的に就労されている方で、月決めで料金を支払って、基本的にはほとんど毎日ご利用される方というふうに認識ください。あと一時預かりの分、こちらは常時ではないんですが、教育標準時間を受けつつ、必要に応じて保護者の事情により利用をせざるを得ないとかに対して適用すると。こちらを全て合わせた利用定員という今の設定でございます。ここは、非常に曖昧な状況でございます。そもそも一時預かりをじゃあどれぐらい利用させてもらえるのか。取りあえず預かり保育はどれぐらい利用させてもらえるのかというところで、非常に曖昧な状況がこちら続いておりました。預かり保育につきましては、こちら当初年度始まる前、ちょうど来年度のもので申しますと、今回11月5日で一旦申込みが終わりまして、これから審査、12月には一応結果というのが出て、年明けにはもう預かり保育の利用決定という形で保護者に順次決定通知というものを流させていただきます。つまり、新年度始まる前にある程度保護者というのは利用状況が分かっていると。一時預かりというのが、正直始まってみないと分からないというも

のも非常に多いと思っております。そうすると、やはりある程度枠をとっておかないといけない部分と、スポットでどうしても急に出てきてしまうということで、非常に曖昧な状況が続いてしまうというところもありましたので、ある程度これは現行の運用を照らし合わせまして、ある程度一時預かりと預かり保育併せて設定、ご利用できるものと併せ、その利用が預かり保育の利用者に対してあまり過度に圧迫するような制限がかからないということで、今一時預かりの通年コース等ご利用ある園につきましては、大体2人か3人平均の利用でございます。ですので、そこをあまり圧迫しない程度で言えば、この3人のほうで、一時預かりである程度要件を設けつつ、あとは残り定員、こちらを預かり保育または一時預かりというように考えておるものでございます。

合わせた人数につきましては、現行の利用定員を特段上回りも下回りもせず、同数とするもので調整を図らせていただいております。以上のような改正を考えておるところでございますので、こちら内容を踏まえた上でなにとぞご協力をいただけると幸いです。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

改定する前の従前の説明という考え方で今日お示しをさせていただきましたが、どうでしょうか、ご質問ございませんか。いろいろと改正しなければならない部分が多いわけですが、次回の定例会で議案として出させていただき、提出させていただこうということにはなります。そういう事前の部分ということで、もしお気づきの点、この場であればお伺いして、修正できるものももしかしたらあるかもしれませんので、もしなければ、ちょっと私この場でいいのかどうか分からないだけども、条例の中、一番最後のページに、町の条例で定めた、平成27年に定められたようなんですけれども、第3条第2号、妊娠中であるかまたは出産後間がないという、この文言を利用してうちの施設のほうも入れているようです。6ページの6条の第4号に入れているんですね。この出産後間がないことというのは、どの期間だかという解釈があれば。

○教育総務課主事（青山裕也） 基本的には産前産後休暇、一般的に申し上げますと産前6週の産後8週、その期間内というところで基本的には置いておるものでございます。

○教育長（大友義孝） ということだそうです。

それから、もう一点です。その6ページの一番上に、入園式、修了式及び卒園式という文言があるだけども、この卒園式という記述は何でなったかと。これは、なるのは、修了式と

いうのは例えば3歳児、4歳児、5歳児がいて、3歳児の最後に修了式をしますということなんです。4歳児も修了式をします。修了証書を渡すんだけど、最後にこの園を退会して、要するに卒園なんだけど、それは終業式だったような気がするのね。だから、その辺ちょっと言い回し、町の教育委員会で定めている用語と同一のものでやっている、確認してもらったほうがいいかと思いました。

○教育総務課主事（青山裕也） 分かりました。この点につきましては、確認させていただきます。

○教育長（大友義孝） ぜひお願いしたいと思います。

あとは、今丁寧に説明をいただいたところで、もう一度委員の皆さん、確認をしていただいて、次回案件として上げさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。よろしいですか、委員の皆さん。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

では、次、その他に入りますけれども、ここで、1時間超えましたので5分間休憩をさせていただきます。40分から再開をします。

休憩 午後3時35分

再開 午後3時45分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

その他

○教育長（大友義孝） では、その他に入ります。

まず1つ目ですが、教育委員会の予定については配付のとおりでございますので、確認のほどお願いしたいと思います。これは、よろしいですね。

それから、2つ目ですが、令和3年度宮城県市町村教育委員教育長研修会についてですが、

これは青山主事からお願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私からその他案件説明させていただきます。

本日お配りさせていただいたものでございます。これについてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

毎年度行われている研修でございまして、まずお配りしていた資料のところ、令和3年度宮城県市町村教育委員教育長研修会の開催についてというもので、宮城県町村教育委員会協会主催というもの、こちらがまず1枚でございます。また、こちらと併せる形で、こちらホチキス止めしておりますものの4枚目、こちらが今回宮城県教育委員会主催のものでございまして、教育委員会の教育長発出のもの、令和3年度市町村等教育委員会審議委員等実務研修会の開催というもので今回入れさせていただいております。

こちら、毎年度新任となった教育委員及びその他含めて、現任の教育委員及び教育長、こちらの研修会を開催するものでございます。昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もちょっと受けて中止になった経緯ございましたが、本年度につきましては開催の意向であるということで、今年度ご案内を届けておるというものでございます。こちらのご参加につきまして一報でございます。こちら、1ページ目の4番のその他にもあるんですが、まず本研修会の、午前中にあります新任教育委員の部分につきましては、令和2年2月1日以降就任の方を今回は対象としてございます。通常ですと新しく代わられた1年目の教育委員を対象としておるんですが、まず昨年度中止となった経緯もございますので、恐らく対象となっているのが大森委員と佐藤委員になっているかと存じておりますので、そちら対象の研修ということでご認識のほどいただけると幸いです。

一応、こちらの開催要領につきましては、先ほど4ページのところに通知ありました。その後ろに開催要領のほう記載されております。こちら場所、日時、あと内容、記載あります。こちらと、あと同日開催の、こちら1ページ目の研修につきましては、いずれも会場同じでございます。同会場で午後1時半からこちらは行うものでございます。あと、こちらのちょっと当日の移動については、基本的にはこちらの事務局のほうで引率を図るところで検討しておるところでございます。その点後で別途調整もちろんさせていただきたいところでございますが、まずこの時点では一応ご案内させていただきますので、あと委員の皆様につきましては、大変恐縮ながらちょうど1週間後、来週金曜日までに事務局、私宛まで一応ご参加、ご調整可能か否かというところをご連絡のほど頂戴できれば幸いです。あとは、その後も当日の移動につきましてはちょっとこちらのほうで調整、ご相談等させていただいた上で図ら

せていただこうと考えてございますので、そちらもご承知いただければ幸いです。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） では、来週金曜日ということは何日か、1週間後ですけれども、3日ですね。12月3日ということで。行くときは事務局で乗っていきますということです。私は行かなくてはいけないので、午後から行く人は私が乗って行くということで。でも、午前中は事務局職員も行くんでないかな。事務局職員も研修会。市町村教育委員会の事務局職員であって、本研修会へ参加を希望する方も行けますと、今回はしてもらったので、行けるわけです。行きたい方は。

では、来週金曜日までお願いしたいと思います。

その他のその他、ございますか。何か、皆さんここで。教育次長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 現時点でのご報告ということでさせていただきたいと思います。

豊里のこども園で、不審者が入ってということで、その事件を受けまして、11月15日に遠田警察署と打合せをさせていただいた上で、緊急点検というか現場点検ということで、幼稚園、保育所、小学校の現場点検を行っているところでございます。11月19日と11月22日、2日間にかけて幼稚園、小学校、うちのほうでできる施設、あとは保育所ということで、全部で11か所回らせていただいて、これは教育委員会、あとは子ども家庭課、あと警察、ここで現場を見て、いろいろとアドバイスをいただいたというところでございまして、今後それを基に必要な対策については検討していくという時点でございまして、警察のほうから、防犯カメラの件であったり、備え置くべき備品であったり、あとはいろいろとアドバイスをいただいておりますので、これまだ概略しかまとまっておきませんので、それをまとめた上で、必要な対応については今後ご協議いただくこともあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

委員の皆さんから特段ないでしょうか。もしなければ、この辺で。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年11月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3 時 5 4 分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年12月24日

署名委員 _____

署名委員 _____